

地主・経営者のための
情報マガジン

11
November

あぐりタイムズ / 2019 vol.172

Agri Times

～添付書類が簡略化～
医療費控除をスムーズに



営業職に役立つ!

ゴルフの
心髄

不動産売却の税金で
確認しておきたいこと

CM
総費
放送中!

ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク♪



テレビCM

サンデーモーニング
とれたてキス
ふらり途中下車の旅
めざましテレビ

ラジオCM

FMヨコハマ
ニッポン放送
FM NACK5

～添付書類が簡略化～ 医療費控除をスムーズに

平成29年1月から、市販薬を自ら購入したり、健康診断を受けたりするなどして健康管理を行う「セルフメディケーション(自主服薬)」に取り組む人を対象に、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が施行されています(従来の医療費控除との選択適用)。添付書類も簡略化されましたので、領収書の保存方法を工夫して、スムーズに控除を受けたいものです。

今回は丸山がお伝えします!



1 医療費控除の概要

1 医療費控除の対象となる金額

本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合にはその合計額を基に下記の計算によって算出された金額を「所得から」控除することができます。

$$\text{支払った医療費の額} - \text{保険金等で補てんされる金額} - \text{「10万円」と「所得金額の合計額の5%」とのいずれか少ない方の金額} = \text{医療費控除額 (最高で200万円)}$$

2 控除の対象

主な対象	控除の対象に含まれるものの例	控除の対象に含まれないものの例
医師・歯科医師による診療・治療 介護福祉士等による喀痰吸引等	医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ■ 疾病の診療代・治療代 ■ レーシック手術に係る費用 ■ 6か月以上寝たきりの人のおむつ代(医師発行証明書のある方) ■ 介護保険制度による一定の施設・居宅サービス等の対価	■ 人間ドックや健康診断のための費用(健康診断の結果重い病気だと診断され引き続きその疾病の治療を受けた場合には、控除の対象に含めることができます。) ■ 医師等に支払った謝礼金 ■ 美容整形手術の費用 ■ 診断書作成費 ■ 美容目的の歯の矯正費用
交通費	■ 通院のための電車、バスの利用料金(領収書等がない場合はメモ書き可) ■ 急病等やむをえない場合のタクシー代	■ 通院のための自家用車のガソリン代・駐車料金等、分娩のための実家への帰省費用

入院	■ 入院の対価として支払う部屋代や食事代	■ 自己都合による差額ベッド代
施術	■ 鍼灸師・柔道整復師等有資格者による治療の為の施術代	■ カイロプラクティック等、疲労回復・健康維持、また無資格者による施術代
医薬品	■ 治療のための医薬品の購入費用	■ 疾病予防の費用、健康増進のための医薬品の購入費
医療用器具	■ 医療用器具等の購入や賃借費用 ■ 医師の治療を受けるためのめがね、自己の日常最低限の用を足すための義手義歯補聴器等の購入費	■ 近(遠)視のめがねの購入費、高齢者の補聴器の購入費、かつらの購入費

3 手続

① 「医療費控除の明細書」を添付する方法・・・領収書は人別に保存しましょう!

平成29年分の確定申告から、領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」(所定様式)を確定申告書に添付することとされました。明細書の作成がスムーズに行えるように、**様式に合致した分類方法で領収書を保管**することをお勧めします。

分類方法
人別に分けたのち、
病院・薬局ごとに分類

◆ 領収書については、以前のような「申告書への添付又は提出時の提示」は必要なくなりましたが、明細書の内容を確認するため申告期限から5年間、税務署から提出または提示を求められる場合がありますので**保存する必要があります**。

② 「医療費通知」を添付する方法・・・便利かもしれませんが!

医療保険者(〇〇健康保険組合等)から交付を受けた「医療費通知」がある場合は、これを添付することにより、①の明細書の記入を省略できます。この場合、①◆の領収書の保存は不要になります。

●未着の通知がある場合は、その期間については①の明細書を作成し、①②両方を添付することになります。薬局での医薬品の購入等がある場合もそれについては①の明細書を作成し、①②両方を添付します。

●「医療費通知」とは次の6項目全てが記載されたものです。

- ① 被保険者等の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者
- ④ 療養を受けた病院、薬局等の名称
- ⑤ 被保険者等が支払った医療費の額*
- ⑥ 保険者等の名称

*医療費の100%ではなく、本人負担の1～3割として支払った額

2 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の概要

1 対象者

予防接種、がん検診、勤務先での定期健康診断、特定健康診査(メタボ健診)など一定の検診等を受けた方(市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象外。)

2 対象医薬品

薬局やドラッグストアなどで販売される特定の市販薬(スイッチOTC医薬品)

•この購入金額は、1の医療費控除を選択した場合は、1の対象金額になります。

•対象となる医薬品には、そのパッケージに共通識別マーク(右図)が表示されレシート(領収書)には対象製品であること(●印など)が表記されます。



画像提供:
日本一般用医薬品連合会

〇〇薬局 <領収書>	
【薬局】第1類・処方箋受付	
0000年00月00日	
●新ルルAゴールド S30	¥861
合計	¥861
(内税計)	¥63
お預かり	¥861
お釣り	¥0
(消費税等 ¥63)	
●印はセルフメディケーション税制対象	

3 医療費控除できる金額

対象医薬品の年間購入費(本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族)が1万2,000円を超えれば、その超えた金額(上限額は8万8,000円)を「所得から」控除できます。

4 手続

確定申告時には次の①及び②の両方の書類の提出が必要になります。

- ① 検診等の受診を証明する書類(①に挙げた検診等の明細書又は結果通知表。コピーでも可。)
- ② 「セルフメディケーション税制の明細書」

領収書に基づいて必要事項を記載した「セルフメディケーション税制の明細書」(所定様式)を確定申告書に添付することとされました。

P2 ①③の◆同様、領収書の5年間保存の必要があります。

3 具体例～どちらが有利?～

【例】総所得金額500万円で税率が20%になる人が、医療費全体で13万円支払い(保険金等での補てんが無い場合)、そのうち6万円がスイッチOTC医薬品だった場合は、下記の通り②の方が有利になります。

	① 医療費控除では	② 医療費控除の特例では
所得控除額	130,000円 - 100,000円 = 30,000円	60,000円 - 12,000円 = 48,000円
税額の減額	30,000円 × 20% = 6,000円	48,000円 × 20% = 9,600円

(逆に①のほうが有利になる場合もあります。)

4 経過措置

経過措置として、平成29年～令和元年までの年分については従来通り、領収書の添付等でも医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受けることができます。

ランドマーク便り メディア掲載情報

新聞

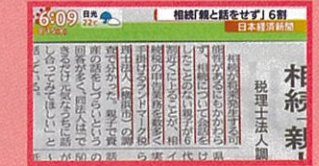


【日本経済新聞】
8月6日発行朝刊12面にコラム「家族で集まり相続を考える」、セミナー・税務無料相談会情報が掲載されています。



【日本経済新聞】
8月15日発行朝刊30面(相続「親と話をせず6割」)に、弊社代表税理士清田のコメントが掲載されています。

テレビ



同日にTBSテレビの朝の情報番組『あさチャン!』にて注目記事として紹介されました。

10月セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

10月 | 遺言書作成における留意点

10月15日(火) 町田会場

14:00~15:00 TEL:042-720-4300

税務無料相談会

10月15日(火) 丸の内会場

14:00~15:00 TEL:03-6269-9996

10月16日(水) みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

10月16日(水) 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

10月17日(木) 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

10月17日(木) 横浜駅前会場

14:00~16:00 TEL:045-755-3085

10月17日(木) 川崎会場

14:00~16:00 TEL:044-589-4110

10月17日(木) 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

10月17日(木) 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

こんにちは。ランドマーク税理士法人の清田です。よく弊社の東京丸の内事務所のビルを説明するとき、「KITTE(旧東京中央郵便局)の道路挟んで向かいにあります」とお伝えしています。その道路がかつて「大名小径」という名前だったことは丸の内にお勤めの方も知らないのではないのでしょうか。三菱財閥の創業者「岩崎弥太郎」は有名ですが2代目で弥太郎の弟「岩崎弥之助」はどうでしょうか。

今や日本一のビジネス街である丸の内を買ったのが2代目「岩崎弥之助」でした。江戸時代は諸大名の屋敷が広がっていた丸の内。明治維新後は軍の拠点として使われるも、軍事費の調達のため相場の2~3倍で売りに出されます。決して安い買い物ではなかったと思いますが今年年間数千億円の賃貸収入...と考えると恐るべき先見の明。歴史ある大名小径、ぜひ散策していただきたいです。

不動産売却の税金で 確認しておきたいこと

今回は国税OBの
石丸がお伝えします!



Q 不動産の譲渡所得の計算は難しいと聞きますが、その税金について概要を教えてください。

A 土地や建物を売った時には、通常の所得に対する課税と切り離して税金を計算(分離課税)します。この場合の税率は、不動産の保有期間等により異なります。

所得税法で定められている所得の種類は合計で10種類あります。自営業者であれば「事業所得」、そして賃貸物件を所有している方は「不動産所得」が馴染みのある所得ではないでしょうか。今回は、これらのような経常的な所得とは違って、比較的イレギュラーな所得であり、とりわけ仕組みが複雑な「土地・建物等の譲渡所得」について詳しく説明していきます。

解説

1 譲渡所得とは

「譲渡所得」とは、資産を移転させたことによって発生した所得をいいます。土地、借地権、建物、株式、骨董、車両など、資産の譲渡を行ったことで発生した所得は、ほとんどが「譲渡所得」に分類されると考えていいのですが、場合によっては他の所得に分類されることもあります。例えば、不動産業者が棚卸資産として取り扱っている不動産の譲渡をする場合は「事業所得」になります。また、事業的規模ではなくても、営利を目的とした譲渡である場合は、「雑所得」に分類されることになります。

●譲渡所得の基本的な計算式は以下のようになります。

$$\text{収入金額}^{\ast} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除} = \text{譲渡所得}$$

※固定資産税・都市計画税の清算金も含みます。

2 取得費とは

●次に掲げるものを「取得費」とすることができます。

- 購入代金
- 購入時の仲介手数料、印紙代
- 登録免許税
- 不動産取得税
- 登記費用
- 抵当権設定登記費用
- 資金借入の際の公正証書作成費用
- 整地費用
- ローンの保証料、借入利子(いずれも使用開始前の期間に対応するもの)

●建物については取得価額がわかっている場合には、経過年数に応じて減価償却をして、その未償却残高を取得費とします。

「概算取得費控除」…土地や建物の取得費がわからない場合には、「譲渡対価(固定資産税・都市計画税の清算金も含む)の5%相当額」を取得費として計算してもよいことになっています。

取得費に加算できる相続税

相続や遺贈により取得した財産を相続税の申告期限の翌日から3年以内に売却したときは、支払った相続税のうち一定の金額を取得費に含めることができます。その金額は、以下の算式にあるように譲渡した財産に対応する部分のみとなります。

取得費に加算できる
相続税額

= 相続税額 ×

土地等 …… 譲渡した土地等の価額
土地等以外 …… 譲渡した財産の価額
相続税の課税価格 + 債務控除額

3 譲渡費用とは

●「譲渡費用」に含まれるものは以下の通りです。

- 仲介手数料、印紙代
- 測量費
- 借家人を立ち退かせるための立退料
- 広告料

(いずれも売却を目的として発生したものに限りです。)

◆なお、譲渡資産の修繕費、固定資産税などといった、その資産の維持や管理に要した費用は譲渡費用には含まれません。

4 特別控除とは

収用等の場合、居住用の不動産を売却した場合、相続して空き家となっている住居を売却した場合、その他各種特別控除の特例制度がありますが、適用要件の確認が必要です。専門家にご相談ください。

5 税額計算

不動産等の場合は、「長期譲渡所得」と「短期譲渡所得」は、譲渡した年の1月1日における所有期間が5年を超えるか否かで判定します。どちらに分類されるかで、各種取扱い(特に税率)が異なるのでご注意ください。例えば、平成26年4月に購入した土地・建物を令和元年5月に売却した場合であっても、売却した年の1月1日時点では所有期間が5年以下になるので「短期譲渡」と判定されます。

短期譲渡所得 | その土地や建物を取得した日の翌日から譲渡した年の1月1日までの所有期間が5年以下の場合。

$$\text{計算式} \quad \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除} = \text{短期譲渡所得金額}$$

$$\text{短期譲渡所得金額} \times 39.63\% (\text{所得税}30.63\% + \text{住民税}9\%) = \text{所得税} \cdot \text{住民税額}$$

長期譲渡所得 | その土地や建物を取得した日の翌日から譲渡した年の1月1日までの所有期間が5年を超える場合。

$$\text{計算式} \quad \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除} = \text{長期譲渡所得金額}$$

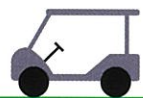
$$\text{長期譲渡所得金額} \times 20.315\% (\text{所得税}15.315\% + \text{住民税}5\%) = \text{所得税} \cdot \text{住民税額}$$

◆上記税率は復興特別所得税として所得税の2.1%相当が上乘せられています。

今回は概要をお伝えしましたが、不動産の譲渡を税務上正確に取り扱うには高い専門性が求められます。各種の手続と所得計算は相当の準備を要しますので、早いうちに資産税に精通した税理士にご相談することをお勧めします。

営業職
必見!

ゴルフの 心髄



第14時限

Sand Play ガードバンカー編 2段階ショット

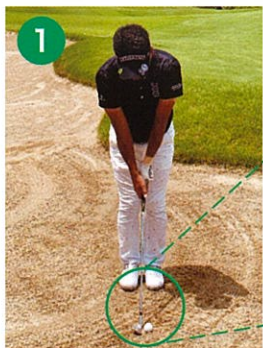
前回バンカーショット(エクスプロージョンショット)の良いイメージをもっていただくというテーマでした。今回から数パターンのドリル的な要素のレッスンで、こんな格好でもバンカーショットになるんだ~というものを紹介いたします。



バンカーショットといっても通常のスイングをします。ただホールに極端に威力と飛距離を出させない為に、砂をかまして打たなければならないことが、バンカーショットを難しくさせている要因かと思います。

バンカーにボールが入ってしまうと、そのアゴの高さが壁のように感じて、「ボールを高く打ち上げなければ」と目線が上がり、スイングしたところ、砂どころか、やっとなボールの上方にかするだけで、とても壁を越えていくものにはなりません。通常のスイングでも、ミスショットになる一番の原因は、腕とクラブの動きが身体の回旋運動と同調しない(常に身体の正面に腕とクラブがセットされていない)ことによるものです。これらを解消するドリルが「2段階ショット」です。

アドレスは通常のショットと同じように歩幅1歩分の幅です。クラブヘッドは最下点(身体の中央)にセットし、ボールは最下点より5cm程度離れた位置にセットします。この時クラブフェースを開いたり、ねかしたりせずに、スクエアに構えます。



両脇を締めた状態でひじを曲げて、自分の鼻筋に重なるようにクラブを地面に垂直に持ち上げます。この状態のまま、骨盤から回れ右をします(通常のショットのトップオブスイングになります。この③と④の動きを「2段階ショット」と名付けています。)骨盤の回旋でダウンスイングを行い、ダウンスイングを行うと同時に、手首をハンドレート気味に意識して、最下点へ向けクラブを振り下ろす。



このハンドレート気味に手首を使うことで、一瞬手元にブレーキがかかり、クラブヘッドが先行することで、地面にくい込み、砂とボールをはじき飛ばす動きになります。



このショットの成功率が高い理由は、常に身体を中心に腕、手元、クラブがセットしているため、最下点での接触がずれにくいからです。

この動きは、ルール上問題ないので、バンカーショットだけこの動きでスイングするのもありだと思います。是非お試しを!



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ52歳 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級